

総管第 31 号
平成 26 年 6 月 13 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

} 殿

総務大臣
(公印省略)

行政不服審査法関連三法の公布について (通知)

第 186 回国会で成立した行政不服審査法関連三法（行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律）は、平成 26 年 6 月 13 日に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「改正行審法」という。）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）及び行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号。以下「改正行手法」という。）として公布されました。

改正行審法及び整備法については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、改正行手法については、平成 27 年 4 月 1 日から、それぞれ施行することとされております。

貴職におかれては、円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、加えて、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨を周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っております。

今後、総務省では、法の円滑な施行に向けて、準備を進め、行政不服審査法施行令（仮称）の整備等を行うとともに、運用に関して留意すべき事項等についてのガイドラインの策定など、適時・適切に情報提供等を行う予定です。

- 別添 1 行政不服審査法関連三法（概要）
- 別添 2 行政不服審査法関連三法のあらまし（平成 26 年 6 月 13 日付け官報）
- 別添 3 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
（平成 26 年法律第 69 号）
行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）
- 別添 4 行政不服審査法案に対する附帯決議
（衆議院総務委員会、参議院総務委員会）